

社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：育児や介護しやすい環境を図るため、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得促進や、育児・介護休業法等の制度利用促進の周知を図る。

<対策>

- 平成29年4月～ 年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得促進検討
- 平成30年度～ 年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得促進について
文書等で周知
育児・介護休業法等の制度利用促進の周知

目標2：毎週月曜日を定時退社の日とし、趣味やスキルアップのために有効活用してもらうよう周知する。

<対策>

- 平成30年4月～ 毎週月曜日を定時退社の日としてPR
- 平成31年度～ 毎週月曜日を定時退社の日として文書等で周知